

（表紙）

明治 六年 群馬県布達全書 一

群馬県布達全書卷之壹

○第 壹 号

明治六年六月十六日

群馬県

其県被_レ廢、熊谷県被_レ置候条、地所・物成等同県へ引渡可_レ申事

（其（そ）の県廢され、熊谷県置かれ候条、地所・物成（ものなり）等同県へ引き渡し申すべき事）

入間県

其県被_レ廢、熊谷県被_レ置候条、地所・物成等同県へ引渡可_レ申事

（其の県廢され、熊谷県置かれ候条、地所・物成等同県へ引き渡し申すべき事）

熊谷県

今般、其県被_レ置候条、武蔵国大里郡熊谷駅へ庁ヲ設ケ、旧入間・群馬両県

地所・物成等請取可_レ申事
（今般、其の県置かれ候条、武蔵国大里郡熊谷駅へ庁を設け、旧入間・群馬両県地所・物成等請け取り申すべき事）

明治六年六月十五日

太政大臣 三條實美

○

任 熊谷県令

從五位 河瀬秀治

任 熊谷県権参事

正七位 堀小四郎

補 熊谷県七等出仕

加藤 祖一

右之通被_二仰出_一候条、此旨布達候事

（右の通り仰せ出され候条、此（こ）の旨布達候事）

○第 貳 号

明治六年六月十六日

昨十五日熊谷県被_レ置、群馬県・入間県ノ土地・物成等受取候様被_二仰出_一候二付_レ

（昨十五日熊谷県置かれ、群馬県・入間県の土地・物成等受け取り候様仰せ出され候に付）

一 宿村傍示杭、左之雛形之通、早々認替可_レ申事

（一 宿村傍示杭（ぼうじぐい）、左の雛形（ひながた）の通り、早々認（しただ）め替え申すべき事）

△ 熊谷県管下北何大区何小区何郡何村駅

右八元群馬県所轄ノ宿村

△ 熊谷県管下南何大区何小区何郡何村駅